

十日町市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により結果に関する報告を次のとおり公表します。

令和6年3月13日

十日町市監査委員 水 落 雅 史
十日町市監査委員 高 橋 俊 一

令和5年度第4回定期監査結果報告

1 基準に準拠している旨

監査委員は、十日町市監査基準に準拠して監査を行った。

2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査

3 監査の対象

(1) 対象部署

産業政策課、農林課、文化観光課、建設課、中里支所地域振興課、
松代支所地域振興課

(2) 対象事務

令和5年度の財務等に関する事務

4 監査の着眼点

財務等に関する事務が、法令等の定めるところにより適正に執行されているかを基本とし、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを主眼とした。

5 監査の主な実施内容

関係書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取した。

6 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査委員事務局及び第2委員会室

(2) 実施日程

令和5年12月26日から令和6年2月27日まで

7 監査の結果

監査の対象となった事務は、おおむね適正に行われていた。

なお、軽微な事項については、口頭で改善又は検討を要望したため記述を省略し、次の内容を各所属への意見とする。

(1) 産業政策課

① 指定事業

「新事業ステップアップ支援事業補助金」

② 意見

- ・ 本事業の成果を公表し、今後も市内事業者が有用な支援事業を積極的に利用されるよう後押しをしていただきたい。
- ・ 引き続き事業者ニーズの把握に努めていただき、本事業の成果が今後の新たな支援事業に生かされることを期待する。

(2) 農林課

① 指定事業

「担い手経営発展支援事業補助金（市単）」

② 意見

- ・ 本事業の目的である「担い手への集積と地域農業の継続を図ること」を達成するために、申請書に具体的な事業効果を記載させること。達成状況報告書では、補助要件（経営面積を事業実施前年度より10%以上増加させる）が達成されているかを確認し、未達成の農家に対しては、成果が上がるよう指導・助言を行う体制を整えていただきたい。
- ・ 補助事業対象機械の製造年月を把握し、処分制限期間（残存耐用年数）を正しく算定し、交付決定通知書に明記すること。また所有状況確認の方法や時期を明確にし、実行していただきたい。
- ・ 要領で「市税を完納していること」を補助要件としていないため、検討していただきたい。

(3) 文化観光課

① 指定事業

「十日町市旅行業者新商品造成支援事業」

② 意見

- ・費用対効果の視点を持ちつつ、既存の路線バスとの連結や利用者の利便性を考え、検証することにより、さらなる利用者の増加を期待する。
- ・より多くの観光客へ知っていただくよう広報を強化し、市内観光施設の回遊性を高めていただきたい。

(4) 建設課

① 指定事業

「当間高原リゾート内市道維持管理委託」

② 意見

- ・引き続き工夫を図りながら経費節減に努めていただき、リゾート敷地内の良好な景観が保たれることを期待する。

(5) 中里支所地域振興課

① 指定事業

「清津川フレッシュパーク管理委託」

② 意見

- ・仕様書に市への収納時期を明記し、その都度実績との突合を正確に行っていたきたい。
- ・市と委託業者双方が広報に力を入れることで、さらなる利用者の増加を期待する。

(6) 松代支所地域振興課

① 指定事業

「外部人材を活用した体験型観光・交流による関係人口拡大業務委託」

「関係人口拡大支援業務委託」

② 意見

- ・外部人材の活用の効果が表れている事業であり、今後も地域の情報を発信していただき、交流人口の増加を期待したい。